



被災者生活再建支援金の申請

熊本地震で住まいに一定以上の被害を受けた世帯は、「被災者生活再建支援金」が受給できます。

受給には期限内の申請が必要です。

新たな支援事業ではないので、すでに受給している場合は申請できません。

被災者生活再建支援金の種類

基礎支援金 被災の程度に応じ支給(最大100万円)
加算支援金 基礎支援金受給世帯の住まい再建方法に応じ支給(最大200万円)

申請期限

令和3年5月13日

- ・申請時に必要な書類や支給要件などが異なります。詳細は町ホームページを確認するかお問い合わせください
- ・申請には、り災証明書が必要です。未取得の世帯は、早めに税務課へ

圏生活再建支援課 生活再建支援係 ☎ 289 - 1400
 (り災証明書)税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

高齢者・障がい者タクシー券は利用されましたか

今年度の「益城町高齢者・障がい者タクシー券」の使用期限は「令和3年3月31日」
 期限を過ぎると利用できません。

益城町高齢者・障がい者タクシー券とは

健康で楽しく、生きがいのある生活を営むための一助として、車やバイクに乗っていない人を対象に、申請に基づいて年度内に1回交付しています。

対象 令和2年4月1日現在、町内に居住している

- ① 75歳以上の人
- ② 65歳～74歳で運転免許証を自主返納した人
- ③ 障害者手帳(1級/2級、A1/A2のいずれか)を取得している人

タクシー券の未申請の人

今年度、まだ一度もタクシー券をもらっていない人で、交付を希望する場合は必要となる添付書類などがありますので、お問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ

福祉課 高齢者支援係 ☎ 286 - 3114
 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

環境衛生係からのお知らせ(野外焼却・クリーンセンター12月営業日)

野外焼却は禁止されています

自分の敷地であっても、枝葉や生活ごみを野外で焼却するのは、一部の例外を除いて法律で禁じられています。

もし野外で焼却しているという通報があれば、行政機関や消防署で指導を行いますが、従わない場合は警察に通報される場合もあります。

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金など、罰則規定もありますので絶対に野外焼却を行わないようにしてください。

益城クリーンセンター12月営業日

12月の益城クリーンセンターは平日のほか、次の日程も業務を行います。

- 日時**
- ・12月19日(土)、26日(土)、27日(日)、29日(火)のそれぞれ午前9時～午後4時
 - ・12月30日(水)の午前9時～11時
- 年始は1月4日(月)から業務開始

圏住民保険課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077